

第 4 1 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる別表 1に掲げる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表 2に掲げる「非公開とすべき情報」欄に掲げる各情報（以下「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書及びこれについての実施機関の処分の内容についてそれぞれ重なる部分があるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 令和 3年10月11日、公開請求者 Aは、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

1 平成29年度指定管理者公募施設選定（平成30年度からの管理）にかかる以下の書類

(1) 本件施設①、本件施設②、本件施設③、本件施設④、本件施設⑤の特定法人の指定管理者事業計画書

(2) 同月25日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件行政文書①から④まで（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定したが、本件各行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件各行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同年11月 7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件各行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月24日、実施機関は、本件公開請求①に対して、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を公開請求者Aに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分①を行ったこと及び同年12月22日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年12月15日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分①を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分①について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月17日、審査庁は、本件処分①について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Aに通知した。

2 本件審査請求②について

(1) 令和3年10月14日、公開請求者Bは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書及びその他の行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

下記施設に係る名古屋市プール（温水プール）指定管理者事業計画書
（平成29年度選定）

- ・ 本件施設③
- ・ 本件施設④

(2) 同月27日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書③を含む行政文書を特定したが、本件行政文書③には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書③の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 同年11月9日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書③について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月26日、実施機関は、本件公開請求②に対して、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を公開請求者Bに通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分②を行ったこと及び同年12月22日以降に公開を実施することを審査請求人に通知した。

(6) 同年12月15日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分②を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分②について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月17日、審査庁は、本件処分②について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者Bに通知した。

第4 実施機関の主張

1 公開決定に係る通知書によると、実施機関は、本件各行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件各行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

2 また、実施機関は、弁明書において本件各行政文書の一部を公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第7条により、実施機関は、請求された行政文書に同条に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならないものである。

(2) 本件処分①及び②（以下これらを「本件各処分」という。）で公開とした部分が非公開事由にあたらぬことについて

ア 条例第7条第1項第2号の趣旨について

条例第7条第1項第2号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動については非公開とすることを定めたものである。

なお、「名古屋市情報公開条例の施行について（依命通達）」（平成12年9月27日付け依命通達13号）において「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいうとしている。

- ・生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- ・経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
- ・その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

イ 審査請求人による審査請求の理由について

本件各処分は、指定管理者募集において指定管理者として選定された団体の提案書の情報を公開しようとするものであるが、当該各提案書は、上記アに従って公開が前提であるといえる。

審査請求人は、「自社の優位性を主張するため、提案事項、積算及び表現に独自性を持たせている。これらは様々な研究やノウハウを結集させたものである」旨主張するが、本件各行政文書を公開することによる不利益は「他者に開示されることで不利益を被る可能性がある」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められない。

さらに、「公開により安全性を維持できない」旨主張するが、施設運営に係る防犯等の情報については条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づき、事業者のノウハウに関する情報として非公開としているため、この主張は妥当でない。

また収支情報において、「情報の流出により運営に関する金額的な相場を教授する」旨主張するが、本件行政文書を公開することによる不利益は「模倣につながる可能性がある」との主張にとどまり、具体的な損害があるとは認められない。併せて、「運営に必要な他社との契約情報や予定額が流出する」旨主張するが、審査請求人が契約先として記載した事業者名については、条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づき、事業者のノウハウに関する情報として非公開としているため、この主張は妥当でない。

以上の審査請求人の主張内容については、具体的な損害があるとは認められず、審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれるおそれはない。

- (3) 以上のことから、本件各処分は、条例に従い適正に行われたものであり、かつ妥当なものである。また、審査請求人の申立てには理由がなく、本件各審査請求はこれを棄却する旨の裁決を求めるものである。

第 5 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 提案・積算ノウハウやサービス詳細の流出

選定では事業提案の内容をもとに様々な観点で審査が実施され、他者と

競合状態となっている。自社の優位性を主張するため、提案事項、積算及び表現に独自性を持たせている。これらは様々な研究やノウハウを結集させたものであり、他者に開示されることで不利益を被る可能性がある。

(2) 公開により安全性を維持できない

施設運営において、効率性や安全性を求められる中、防犯対策などでは水準維持に影響を及ぼす。

(3) 運営に係る収支情報の流出により選定や他社の関係性に支障をきたす

収支作成において、独自の積算手法を用い、これまで培ったノウハウと掛け合わせ積算を行っている。流出により相場を教授し模倣につながる可能性があり、選定への影響も懸念される。また、運営に必要な他者との契約情報や予定額が流出することで適切な契約に影響を及ぼすことはもちろん、契約先との信頼関係を損なう可能性がある。

(4) 指定管理者選定及び指定管理者の施設運営に係る作成書類、提出書類等が条例の対象となる点について理解しているが、その上で、指定管理者選定における公正かつ公平な選定の担保、指定管理者が持つ独自性のあるノウハウの保護、市民に対する安定したサービスの長期的な提供に寄与するものとする。

(5) 書類の性質について

書類作成代行企業はじめ選定を希望する組織にとって有償・有益なものである。公平な競争の確保、企業の貴重なノウハウの尊重を判断に含むべきと考える。

(6) 収支について

提案時計画値並びに決算額については、独自性のある運営によるものでノウハウの結果ともいえ公開によって不利益となる。また、名古屋市情報公開審査会の答申（第 215号）において、「収支のバランス等を概括的に把握することができると考えられるものの、具体的な内訳が一般に公開されていない以上、審査請求人の管理運営ノウハウを窺い知ることは困難であり、これを公開しても審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があるとまでは認めがたい。」とあるが、本公開内容に各科目における細目、契約内容、数量及び個別金額が対象に含まれており、当該答申と整合性に欠ける。

(7) 指定管理者事業計画書の公開に対する過去の開示内容との不一致について

て

事業計画書は、過去にも同資料の請求を受けたことがあり、開示内容については実施機関（当時は名古屋市教育委員会）と協議、両者が合意した公開内容が既に存在しているが、本開示内容と明らかな不一致があり、整合性に欠けたものとなっている。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書のうち実施機関が公開とした部分（以下当該部分から非公開とすべき各情報を除いた部分を「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各行政文書について

(1) 本件施設①から⑤まで（以下これらを「本件各施設」という。）の指定管理者について

本件各施設では、実施機関において平成30年 4月 1日から平成35（令和 5）年 3月31日までを期間とする指定管理者の公募（以下「本件公募」という。）を実施しており、審査請求人は、本件公募において本件各施設の指定管理者として選定され、当該期間の管理運営を行っている。

(2) 本件各行政文書について

本件各行政文書は、本件公募の際に本件各施設の指定管理者募集要項（以下「本件募集要項」という。）に基づき、審査請求人から提出された文書であり、審査請求人が本件各施設の指定管理を受けるべく次期指定期間の事業計画等についてイラストや表等を用いて記載されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公

開となります。」と記載されていることが認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号の該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件情報について検討する。

ア 本件各行政文書は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類である。

これらの行政文書に記載された情報は、審査請求人における本件各施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 条例第 37 条の 2 第 1 項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2 項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

(イ) したがって、公の施設の管理に関連する情報である本件情報については、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

ウ 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

(ア) 本件各施設の指定管理者は民間企業等でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウ等に当たる情報が含まれる可能性があり、審査請求人が本件情報を企業ノウハウ等であると考え、公開に反対することは、審査請求人の立場からすると理解はできる。しかし、審査請求人は、本件情報を公開すると審査請求人が不利益を被るなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているといわざるを得ない。

(イ) また、本件募集要項において本件各行政文書が条例に基づく情報公

開請求の対象になることが明記されており、本件各行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、審査請求人は、一定程度は企業ノウハウ等に当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとはいえない。

エ 本件情報を公開することによる公益について

上記イ (ア) のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の事業状況について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

オ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開することによって生ずる事業活動上の不利益が優越するとの事情は認められず、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとはいえない。

カ 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(3) 次に、非公開とすべき各情報について検討する。

ア 非公開とすべき各情報は、審査請求人が本件各施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類に記載された情報であり、これらの情報は、審査請求人における本件各施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、これらの情報は法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

イ 次に非公開とすべき各情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 非公開とすべき情報①は、本件各施設における従事者の採用方針に関する情報であり、審査請求人が本件各施設を運営する際に従事させるパートスタッフについての採用方針が具体的に記載されている。

(イ) 非公開とすべき情報②は、本件各施設における個人情報の取扱い方法に関する情報であり、審査請求人が本件各施設を運営する際に当たり取得した個人情報についての取扱いについて具体的な方法が記載されている。

(ウ) 非公開とすべき情報③は、本件各施設における警備体制について記

載されたものであり、審査請求人が本件各施設を管理する上で求められる警備に関する情報が具体的に記載されている。

なお、本件公募に係る本件各施設の指定管理者仕様書には、365日、24時間体制で警備を行うこととの記載が認められるが、具体的な警備体制等についての記載は認められない。

(エ) 非公開とすべき情報④は、本件施設における現金の取扱いに関する情報であり、審査請求人が本件施設において現金の収受が発生した際の取扱いや管理に関する情報が具体的に記載されている。

(カ) 非公開とすべき情報⑤及び⑥は、審査請求人の本件施設③から⑤までにおける職員の配置に関する情報であり、職員の選任に係る情報が具体的に記載されている。

(キ) 非公開とすべき情報⑦は、審査請求人が本件施設⑤を管理する上で緊急事態が発生した時の対応策が具体的に記載されている。

(ク) 非公開とすべき各情報は、公開することにより、審査請求人との競争上の地位にあるものに審査請求人の本件各施設における管理運営上の弱点や利点に関する情報等の収集を容易にさせることが考えられ、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(ク) そして、これらの情報を公開することにより生ずる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

ウ したがって、非公開とすべき各情報は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではなく、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 3年12月17日	諮問書の受理
令和 4年 1月17日	弁明書の写しの受理
2月21日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 3年12月17日	諮問書の受理
令和 4年 1月17日	弁明書の写しの受理
3月14日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月21日 (第62回第 1小委員会)	調査審議
8月18日 (第63回第 1小委員会)	調査審議
8月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表 1

行政文書の名称
特定施設 A（以下「本件施設①」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成29年度公募・本件施設①に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）
特定施設 B（以下「本件施設②」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成29年度公募・本件施設②に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）
特定施設 C（以下「本件施設③」という。）・特定施設 D（以下「本件施設④」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成29年度公募・本件施設③及び④に係るもの）（以下「本件行政文書③」という。）
特定施設 E（以下「本件施設⑤」という。）の指定管理者が提出した指定管理者事業計画書（平成29年度公募・本件施設⑤に係るもの）（以下「本件行政文書④」という。）

別表 2

非公開とすべき情報が記載された部分		非公開とすべき情報
本件行政文書① 本件行政文書② 本件行政文書③ 本件行政文書④	業務履行体制（団体の体制）（様式⑤）	P3 「■ 確実な人財の準備」 「1. 地元採用の推進」に係る記載事項中一行目左側32文字目から43文字目まで及び二行目左側1文字目から8文字目までの情報（以下「非公開とすべき情報①」という。）
	関係法令の順守体制（様式⑦）	P1 「■ 個人情報保護に対する基本的な考え方」「1. 管理規定の策定」に係る記載された図「個人情報保護の基本的な考え方」「実施環境整備」に係る記載事項中四行目及び五行目の左側中点を除く情報全て並びに同図「教育と実運用」に係る記載事項中八行目記号を除く情報全て（以下これらを「非公開とすべき情報②」という。）
本件行政文書① 本件行政文書② 本件行政文書③	緊急時の備え（様式⑭）	P3 「○ 保安警備の実施体制」 「■ 施設の安全確保・秩序の維持」に係る記載事項中三行目左側18文字目から44文字目までの情報（以下「非公開とすべき情報③」という。）
		P3 「○ 保安警備の実施体制」から起算して非公開部分を除く十五行目から十七行目までに記載された情報全て（以下「非公開とすべき情報④」という。）
本件行政文書③	（本件施設③・本件施設	「3 管理運営費」「(1)

	<p>④)</p> <p>積算根拠 H30__別紙②</p> <p>積算根拠 H31__別紙②</p> <p>積算根拠 H32__別紙②</p> <p>積算根拠 H33__別紙②</p> <p>積算根拠 H34__別紙②</p> <p>(様式⑱添付資料)</p>	<p>人件費」表中備考欄に記載された情報全て（以下これらを「非公開とすべき情報⑤」という。）</p>
<p>本件行政文書④</p>	<p>収支計画書</p> <p>平成30・31・32・33・34年度（様式⑳添付資料）</p> <p>収支計画書（支出）・積算根拠（別紙）</p>	<p>「(1) 人件費表中備考欄に記載された情報全て（以下これらを「非公開とすべき情報⑥」という。）</p>
<p>本件行政文書④</p>	<p>指定管理者事業計画書</p> <p>[概要 本件施設⑤]</p>	<p>P1「■管理を安定して行なう物的及び人的能力の確保」に係る記載事項中十行目左側18文字目から42文字目までの情報（以下「非公開とすべき情報⑦」という。）</p>